

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 第2委員会室
			担当職員 三宅
日 時	平成26年3月7日(金曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 4 時 28 分
出席委員	齊藤 ○西村 福井 馬場 小島 菱田 日高 湊		
出席理事者	[上下水道部]西崎部長、[営業課]大西課長、片岡副課長、人見経理係長、[水道課]石田課長、[下水道課]中井課長、阿久根副課長 [産業観光部]船越部長、山田担当部長、[ものづくり産業課]人見課長、[農林振興課]竹内課長、[国営事業推進課]堤課長、谷口担当課長、[農業委員会事務局]神崎事務局長 [まちづくり推進部]高屋部長、古林担当部長、[都市計画課]森課長、[都市整備課]伊豆田課長、佐藤副課長、[桂川・道路整備課]並河課長、[土木管理課]橋本課長、[建築住宅課]中西課長		
出席事務局	三宅		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員1名(中澤)

会 議 の 概 要

13:30

1 開議（齊藤委員長あいさつ）

2 日程説明（事務局）

3 議案審査

[上下水道部入室]

・上下水道部長あいさつ

・第63号議案 平成25年度亀岡市上水道事業会計補正予算（第3号）

・営業課長説明（歳出・歳入一括）

13:45

[質疑]

< 西村副委員長 >

各事業費の増減が多いように思うがその理由は。

< 水道課長 >

工事請負費では、特に西山団地の配水池改築移転に係り用地確保に時間を要したことから、それに伴う諸手続きの関係で大きな減額が生じた。その他は主に入札執行による不用額である。

< 西村副委員長 >

工事にかかる消費税8%の対応について、予算への反映は。

< 営業課長 >

26年度予算では8%で見積もっている。

< 西村副委員長 >

国税庁の通達による昨年10月1日以降の工事請負契約にかかる取り扱いについ

て、影響のあるようなものはないか。

< 営業課長 >

25年9月末までの契約で、26年3月31日までの納品であれば5%であり、契約が10月以降で納品が4月1日以後になると8%の支払いとなる。決算見込みに係る本補正予算の内容は全て5%、25年度から翌年度に繰り越す事業については、8%で計上している。

< 日高委員 >

P15、営業収益の受託工事収益に係る減額補正について、畑野町の道路舗装工事のどのような理由によるものか。

< 水道課長 >

当該工事に係る入札執行残によるものである。

< 日高委員 >

他会計負担金の畑野町水道未普及解消事業に係る人件費の補正内容とは。

< 営業課長 >

当該事業に係る職員人件費は、一般会計で賄うことで事業を進めてきた。その人件費は当初予算編成時の現員現給で積算したものであり、人事異動による補正を行うものである。

< 馬場委員 >

P17、他会計貸付金返還金減の理由は。

< 営業課長 >

国営ほ場整備の財源として、企業会計から一般会計に5億4千万円程度の貸し付け協定を行う予定であったが、実際には一般会計からの貸付必要額は3億円程となり、減額して貸し付けたことによる返還金の差によるものである。

～ 13 : 53

・ 第64号議案 平成25年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第3号）

・ 営業課長説明（歳出・歳入一括）

14 : 00

[質疑]

< 菱田委員 >

P19、資本的支出の処理場建設改良費の委託料減は1億8920万円であり、精算見込みとしては大変大きな規模である。その主な理由は。

< 下水道課長 >

日本下水道事業団に委託しており、その入札執行の落札残額である。

14 : 02

・ 第60号議案 平成25年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

・ 営業課長説明（歳出・歳入一括）

[質疑] なし

14 : 08

・ 第61号議案 平成25年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第4号）

・ 営業課長説明（歳出・歳入一括）

14 : 15

[質疑]

< 馬場委員 >

P 8、地域し尿処理施設管理費の維持管理経費減について、天川コミュニティプラントに係る減額内容は。

< 下水道課長 >

公共下水道への引き継ぎにあたり、管路の悪い箇所について修繕等を行うものとして計上したうち、執行時に再積算することで生じた不用額及び入札による残額が主な内容である。

< 日高委員 >

P 6、雑入として 9 7 0 万円の収入は、保津浄化センターの台風 1 8 号被害による保険金か。

< 下水道課長 >

復旧に係る国の補助分を除く、建物共済に掛けた施設の共済金として受け入れたものである。

その他

< 福井委員 >

所管の各会計について、使用料の減少及び電気代等の影響により収支見通しは厳しいと思われるが、予算上、今後の収支見通しはどうか、また大規模スポーツ施設に係る水源影響調査結果について、経営審議会にどのように報告したのか、後日報告願いたい。

< 営業課長 >

1 0 日の当初予算審査時に報告する。

[上下水道部退室]

~ 1 4 : 2 3

[休憩]

1 4 : 3 5 ~

[産業観光部入室]

・ 産業観光部長あいさつ

・ 第 58 号議案 平成 25 年度亀岡市一般会計補正予算（第 5 号）所管分

・ 所管課長より順次説明（歳出・歳入・繰越明許費・債務負担行為一括）

1 4 : 5 8

[質疑]

< 小島委員 >

繰越明許費の 6 次産業化促進事業の具体的内容は。

< 農林振興課長 >

旭町における加工用施設と直売所を兼ねた施設として、本年 6 月のオープンを予定している。

< 馬場委員 >

P 4 7、商工業振興対策費減に係り、ふるさと雇用の内訳は。

< ものづくり産業課長 >

以前のふるさと雇用緊急支援事業では 1 2 件、1 8 名、2 5 5 万円の助成金額であ

り、新たなものづくり産業の正規雇用化の支援助成では、１３件、１６名、４０８万円の助成となっている。実際、正規雇用１人あたり２０万円の助成について、具体的な効果が見えないところがあるが、正規雇用の定着、技術の習得に資するものと考えている。

<馬場委員>

債務負担行為補正に係り、農業公園管理経費の中には電気代値上げ分は含まれているか。

<農林振興課長>

２６年度以降３年間の委託の中で、電気料、消費税増税等に対応するものである。

<福井委員>

P４３、農地・水・環境保全向上活動支援事業経費増に係り、台風１８号被害により実際に申請のあったケースは。

<農林振興課長>

申請のあった分には対応している。

<産業観光部長>

当該経費はあくまで事務費であり、直接市を介して交付されるものではない。

<湊委員>

P４３、農業委員会費について、財源の府支出金を減としている理由は。

<農業委員会事務局長>

国の予算が成立したのが５月２０日であり、また、補助金の確定が遅くなり９月過ぎてからとなったことにより、減額が生じたものである。

[産業観光部退室]

～ １５：０５

[休憩]

１５：１２～

[まちづくり推進部入室]

・まちづくり推進部長あいさつ

・第５８号議案 平成２５年度亀岡市一般会計補正予算（第５号）所管分

・所管課長より順次説明（歳出・歳入・繰越明許費・債務負担行為一括）

１５：４６

[質疑]

<湊委員>

P５１、街路事業、中矢田篠線の工事の進捗状況は。

<桂川・道路整備課長>

平成２６年度の供用開始をめざして事業を進めている。用地については一部残っているが早期取得に努めている。色々と交渉の経過はあったが、見通しが立ってきた状況である。

<湊委員>

P５３、街路事業、市町村負担金の負担割合は。

<桂川・道路整備課長>

基本的には交付金事業で京都府も行っており、５５％の補助を受け、残り４５％が地方負担となる。そのうち市は３割を負担することとなり、事業費の１３．５％に

あたる負担割合となる。一部、府の単独事業で行う場合があるが、その場合は事業費の1割を市町村が負担することとなっている。

< 湊委員 >

市道との関係から負担が生じるものなのか。

< 桂川・道路整備課長 >

都市計画決定した道路であり、まちづくり上、大きな位置づけがあることから、当該市も負担することとなっている。

< 湊委員 >

P 6 9、現年公共土木施設災害復旧事業費の減が大きいですが、これは査定で認められなかったということか。

< 土木管理課長 >

特に大きかったのが保津小橋であり、この際、国の補助により補修等できるだけのことを考えて手を挙げたが、国の現地確認よりそれ以上のことは厳しいという判断により減額となったのが主な内容である。

< 馬場委員 >

P 5 3、公園緑地整備事業費減に係り、新たな開発公園において基準に従わずに依然として遊具等を設置していない公園が見受けられるが、そこへの指導はされているのか。

< 都市計画課長 >

開発の部分においては、必要な設置等について関係機関立会いのもと、府の検査を受けているので、そのような公園はないものと認識している。

< 都市整備課長 >

開発公園の関係については、各協議事項が果たされた時点で引き継ぎ、公園整備事業として取り扱っているものである。

< 馬場委員 >

具体的な場所であるので、後で個別に確認したい。

2 点目、P 5 5、清水住宅の屋根、外壁の改修部分の面積はどのくらいか。また耐震の関係はこれに含まれているのか。

< 建築住宅課長 >

清水住宅は4棟、全40戸あるが、そのうちの2棟分20戸に関して改修を行う。A棟で590㎡、B棟で869㎡の面積があり、その屋根全面及び外壁面全面を改修する計画である。本建物については、平成5年及び6年の建築であり、耐震基準は満たしていることから耐震に係る工事内容は含まれていない。

< 馬場委員 >

本補正予算の市長の提案理由説明には、都市公園の整備を実施する所要経費として6760万円計上したとあったが、どの費目にそれが含まれているのか。

< 都市整備課長 >

補正予算施策の概要に示している。公園緑地整備事業費における都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業として実施するものであり、亀岡運動公園を対象としている。予算書では公園緑地整備事業費減としているが、今年度当初内示で8千万円減となっていたものを大型補正で6760万円要望し、事業費総額では減となった内容である。

< 小島委員 >

清水住宅については災害による保険対応はできなかったのか。

< 建築住宅課長 >

建築から20年経過した中で、屋根の仕上げ材の一部が飛んだものであり、点検をする中で、老朽化により今後より規模の大きな被害が想定されることから、今回事前対応としてしっかり改修する趣旨により、実施しようとするものである。長寿命化を図ることにより、国費対応にもなっているということである。

～ 15 : 58

[まちづくり推進部退室]

4 討論～採決

[討論] なし

[採決]

第58号議案 平成25年度亀岡市一般会計補正予算（第5号）所管分
可決・全員

第60号議案 平成25年度亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
可決・全員

第61号議案 平成25年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第4号）
可決・全員

第63号議案 平成25年度亀岡市上水道事業会計補正予算（第3号）
可決・全員

第64号議案 平成25年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第3号）
可決・全員

[指摘要望事項] なし

6 請願審査（討論～採決）

受理番号1 雇用の安定を求める意見書の提出に関する請願

< 齊藤委員長 >

請願者から趣旨説明の希望はない。よって審査のため必要があると認める場合は、紹介議員からの説明を求めることとなるが、意見はないか。

< 馬場委員 >

請願者紹介議員からの説明を求めたい。

< 齊藤委員長 >

紹介議員からの説明を求める意見が出たので、説明を求めることとしたい。＜了＞
湊委員からの説明を求める。

< 湊委員 >

国会では雇用に関するルールの改正について、色々な議論がなされているが、その

中身については、労働政策に関わる基本方針の策定のあり方にも及んでいるようであり、こういった議論を行う場合には、ILOの条約に定めているように、公労使三者の構成でそれぞれの立場の方が寄る中で審議されるべきというのが趣旨である。議論の中には、金銭による解雇ルールやホワイトカラー・イグゼンプション、限定正社員など、色々あるようであるが、十分に審議することで納得の上で進めてほしいという要望の請願であるので、賛同願いたい。

<馬場委員>

請願にはホワイトカラー・イグゼンプションや限定正社員等の記載があるが、法の改正によってこれらの制度が雇用の安定に資するものと受け止められるが、ホワイトカラー・イグゼンプションは逆に言えば長時間過密労働と指摘されるものであり、雇用の安定につながるものなのか疑問である。またそもそも、公が入る前に労使双方が協議して労働条件等を決めるものだが、いきなり公労使というのがわかりにくい点である。そのあたりの説明を願いたい。

<湊委員>

公労使の関係については請願者から聞いていないが、入っていないからこのように求められているものと理解している。ホワイトカラー・イグゼンプションや限定正社員等は、労働者の能力の差が生じるところで非常に難しい面があることから、そのことを含め、話し合いを十分にしてほしいという趣旨である。

<馬場委員>

請願では意見書の提出を目的とされており、私は紹介議員にはなっていないが、意見書を提出する場合、その内容を改善して歩み寄れる文言で提出できるよう要望したい。

[討論]

<馬場委員>

先ほど申し上げた2点について、本当に雇用の安定につながるのかという思いがあることを賛成意見に付しておく。

[採決]

受理番号 1 雇用の安定を求める意見書の提出に関する請願

採択・全員

<事務局>

請願者からは、別紙意見書案を国に提出されることを願意としていることから、請願を採択したことにより、その意見書の内容及び発議の取り扱いについて協議願う。

<齊藤委員長>

意見書の取り扱いについてご意見を。

<湊委員>

全員賛成であるので、委員会発議となるのか。

<事務局>

意見書案に全委員一致の場合は、委員会発議として委員長名で本会議に提案することを例としているが、委員会で発議しない場合は、議運で発議者を協議いただくこととなる。

<湊委員>

共産党以外の各幹事長は紹介議員となっていることから、馬場委員の了承により、当常任委員会で発議してはどうか。

<馬場委員>

意見書案の本文9行目、「これらの改正は、雇用の安定と雇用条件の向上に資するものでなければなりません。」と希望的観測を述べられているが、そこは「資するものではありません。」と断言すべきである。

<齊藤委員長>

馬場委員の意見ではその部分を否定することとなる。

<馬場委員>

では、そこに係る段落全てを削除してはどうか。

<湊委員>

請願者の意思に沿うものでなければならない。今決めなければならないのか。

<事務局>

請願を採択したということは、添付された意見書案の趣旨に沿う意見書を提出するというのであるが、その趣旨そのものに変更を加えようとする場合は、請願者に確認すべきと考える。意見書の提出期限は3月18日正午までとなっている。

<湊委員>

10日の委員会までに調整したい。

<馬場委員>

柔軟な表現で検討したい。

<齊藤委員長>

10日の委員会で再度協議することとする。 <了>

7 審議会委員の推薦について

亀岡市総合農政計画審議会委員

<事務局>

亀岡市総合農政計画審議会委員については、当常任委員から2名推薦いただくこととして、福井委員、井上議員を選出いただいている。常任委員の変更に伴い、井上議員が委員外となったので、審議会委員の変更が必要となっている。よって、1名の推薦について協議願う。なお、委員の任期は10月16日までとなっている。

<齊藤委員長>

1名の選出について、ご意見は。

<菱田委員>

私でどうか。

<齊藤委員長>

それでは、菱田委員を推薦することとする。 <了>

8 その他

<事務局>

常任委員会の行政視察について、次回10日の議題に上げているが、本日、事前に意見を伺い、次回具体的協議を行ってはどうかと考える。

<齊藤委員長>

それでは行政視察の取り扱いについて協議する。当委員会では例年5月第2週あたりに行っているが、ご意見は。

<日高委員>

「母になるなら流山市」をPRしている千葉県流山市の施策に関心がある。

< 齊藤委員長 >

昨年議運で視察した経過があり、また当委員会の所管との関連もあるが。

< 西村副委員長 >

熊本県では県が中心となり農地集積を進めている。参考にしてみようか。

< 馬場委員 >

次回の委員会までに正副委員長で調整のうえ、3方面程度、2泊3日のコースで先進事例を提示してもらいたい。

< 菱田委員 >

宮崎県の綾町は山間の人口6千人程度の町であるが、一戸一品運動により人口が減っていない。そのような取り組みも参考にしてみようか。

< 齊藤委員長 >

以上の意見を参考に正副委員長で案を示したい。10日の委員会で引き続き協議することとしたい。

< 事務局 >

行政視察を実施するのか、実施する場合、その時期、日程等について確認願いたい。

< 齊藤委員長 >

先ほどの意見からも2泊3日という意見があり、各委員もそのように思われているので、例年通り実施することとしたい。 < 了 >

6月定例会開会の予定は。

< 事務局 >

事務局レベルの検討であるが5月23日あたりに招集告示の見込みとしている。

- 各委員日程調整 -

< 齊藤委員長 >

日程については、5月の19～21日を案として、正副委員長に一任願いたい。

< 了 >

～ 散会 16:28